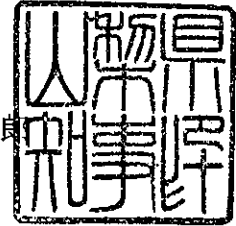


ファナック株式会社
総務・法務・調達本部
営繕部長 中嶋幸夫 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



意見提出不要通知書

令和4年7月19日付けで送付された次の事業に係る事業者見解書については、意見を述べる必要がないと認めるので、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例第12条第5項の規定により通知します。

なお、当該事業に関して他の法令に基づく手続を行う場合には、事業者見解書に記載された景観の保全のための措置について配慮するとともに、当該他の法令ごとに、別途、景観の保全に関する指導が行われる場合があることに留意してください。

対象事業の名称	ファナック(株)HQ37棟太陽光発電設備設置工事
対象事業の種類	建築物の増築の事業
対象事業の規模	事業区域の面積：691,702㎡
対象事業の実施に係る区域の位置	山梨県南都留郡山中湖村字杏木道下996番1（外5筆）

山梨県観光文化部
世界遺産富士山課
富士山保全企画担当
TEL 055(223)1330